

## 病院情報システム運用管理内規

北信総合病院

### (目的)

第1条 この規約は、北信総合病院における病院情報システムの適正な運用及び管理・保護を図るために遵守すべき事項を定めたものである。

### (規約等の遵守)

第2条 システムの利用にあたっては、個人情報保護関連各法・厚生労働省医療情報システムの安全管理ガイドライン・長野県厚生連情報セキュリティ標準/個人情報保護方針/個人情報取扱規程に定めるもののほか、この規約の定めるところによる。

### (定義)

第3条 病院情報システムとは、電子カルテシステム及び電子カルテシステムと接続する各部門システム及び各部門システム間で接続する部門システム及びシステム間を接続するためのネットワークシステムのことをいう。

2. 病院情報システムは、次の各号に掲げる基本原則により運用する。

- 1) 保存義務のある情報の電子媒体による保存については、情報の真正性・見読性・保存性を確保する。
- 2) 病院情報システムの利用にあたっては、守秘義務を遵守し、患者及び職員の個人情報を保護する。
- 3) 病院情報システムへのコンピュータ・ウイルスの侵入及び不正アクセスに対しては、必要な対策を直ちに講じる。

### (管理体制)

第4条 病院情報システムを管理するため、次の各号に掲げる責任者を置き、管理体制は「別表1：病院情報システム管理体制」に示すとおりとする。

- 1) 病院情報システムの管理責任者(以下「システム管理責任者」という。)を置き、病院長をもって充てる。
- 2) 病院情報システムの運用責任者(以下「システム運用責任者」という。)を置き、システム担当副院長をもって充てる。
- 3) システム運用責任者は、各部門システムの運用責任者(以下「各部門運用責任者」という。)を置き、各部門の長をもって充てる。
- 4) 当該部署に設置されたサーバ機器及び端末機等の適切な管理と情報保護の為、システム関連機器の機器管理責任者(以下「機器管理責任者」という。)を置き、システム課長及び機器設置部署の職場責任者をもって充てる。

### (協議機関)

第5条 システムの関する取扱い及び管理に関する諸事項を協議するため、システム推進委員会を置く。なお、個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護委員会において審議する。

### (システム管理責任者)

第6条 システム管理責任者は、病院情報システムの管理・運営の統括を行う。

### (システム運用責任者)

第7条 システム運用責任者は、次の各号に掲げる責務を負う。但し、部門システム等の運用に関しては、部門運用責任者に行わせることができる。この場合には、これらの者を適切に管理・監督しなければならない。

- 1) システム管理責任者の業務を補佐する。
- 2) 病院情報システムを安全で合理的に運用できる環境を整備すること。
- 3) 保存義務のある情報として電子保存された情報の安全性を確保し、常に利用可能な状態

に置いておくこと。

- 4) システムの応答時間の劣化がないように維持に努め、必要な対策をとること
- 5) 利用者に対してシステムを正しく運用するための教育と訓練を行うこと
- 6) 患者又は利用者からのシステムについての問合せ・苦情を受け付ける窓口を設けること
- 7) 障害時の対応体制が最新のものであるように管理すること

(部門運用責任者)

第8条 部門運用責任者は、システム運用責任者の管理・監督の下で該当部門システムに関する第7条の2)～7)の各号に掲げる責務を負う。

(システム安全管理責任者)

第9条 システム安全管理責任者は、病院情報システムの運用管理が厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに準拠して安全管理できていることの責務を負う

(機器管理責任者)

第10条 機器管理責任者は、システム安全管理責任者の管理・監督の下で当該部署に設置されたシステム関連機器(サーバ・端末機等)の適切な管理と情報保護を行わなければならない。

(利用者の定義と責務)

第11条 病院情報システムを利用できるものは、次の各号に掲げる利用資格者とする。

- 1) 北信総合病院の職員及び業務を委託された外部派遣者で医療業務に従事する者
- 2) 診療従事者の許可を得ている者
- 3) その他システム運用責任者が必要と認めた者
2. 利用者の職種等により、「別表2：権限設定一覧表」に掲げる利用制限が課せられる。
3. 利用者は、「別紙：病院情報システム使用内規」を遵守しなければならない。
4. 利用者は、病院情報システム利用書により利用申請を行い、利用にあたっては病院情報システム使用誓約書をシステム管理責任者あてに提出しなければならない。

(電子カルテシステムのアクセス監査)

第12条 個人情報保護統括責任者は、個人情報の保護を目的として「別紙：電子カルテアクセス監査内規」に基づいて監査を実施しなければならない。

(主要機器の管理)

第13条 システム管理責任者は、システムに係わる主要機器をシステム課に設置する。

2. 個人情報に関わる情報資産や主要業務系システムのサーバコンピュータはシステム課スタッフ室もしくはマシン室内に設置・保管しなければならない。
3. システム課職員は、スタッフ室・マシン室を不在にする場合は、ドアを施錠(自動)しなければならない。
4. システム課以外のその他部門における情報資産や部門システムのサーバについては、職員が常駐もしくは施錠が可能な部屋に設置しなければならない。

(端末機等の管理)

第14条 「別紙：院内情報機器資産保護・管理内規 ～クライアント等におけるセキュリティ対策編～」を遵守しなければならない。

2. 私物PCの利用に関しては、院内インターネット系LANでのみ可能とする。

(記録媒体の取扱い)

第15条 「別紙：院内情報機器資産保護・管理内規 ～記録媒体の取扱編～」を遵守しなければならない。

(文書管理)

第16条 下記文書類等をシステム課にて保管管理する。

- 1) 病院情報システム使用誓約書
- 2) 院内インターネット使用誓約書
- 3) 記録媒体破棄管理票

- 4) 情報機器類修理報告書(修理業者)
- 5) 機密情報持出/返却または破棄に関する証明書
- 6) 機密情報取得・持出申請書  
(問合せ・苦情受付窓口)

第17条 システム課を受付窓口とする。

- 2. 苦情受付後は、その内容を検討し、直ちに必要な措置を講ずること。  
(事故対策)

第18条 システム障害や停電等事故が発生した場合は、「別紙：システム障害・停止時の対応」に基づいて、障害対応を実施する。

- 2. 院内情報機器(抽出した記録媒体等を含む)の盗難・紛失やデータの漏えい事実が確認される場合、下記対応をとること。
  - 1) 当事者は直ちに職場責任者に届け出る。
  - 2) 職場責任者は、直ちに個人情報保護統括責任者に報告する。
  - 3) 個人情報保護統括責任者は、医療安全管理委員会を開催して対応策を協議し、説明責任と善後策を講ずる責任を果たす。

(教育)

第19条 システム課は、院内情報システムに関する次号に掲げる教育を行う。

- 1) 入職時オリエンテーションにて、院内情報システムの取扱い教育を実施すること。
- 2) 本運用管理内規等に変更があった場合は、必ず全職員に周知させること。
- 2. 個人情報保護(情報セキュリティ等)に関する教育については、別途個人情報保護委員会で定めた研修を定期的に実施する。

(インターネット)

第20条 利用者は院内インターネット LAN 使用申込書により利用申請を行い、利用にあたっては院内インターネット使用誓約書をシステム管理責任者あてに提出しなければならない。

- 2. 利用者は、「別紙：院内インターネット LAN 使用内規」を遵守しなければならない。

(ソフトウェア・ハードウェアの購入及び導入標準)

第21条 ソフトウェア・ハードウェアの購入及び導入については、長野県厚生連『情報セキュリティ対策標準：第2章 ソフトウェア／ハードウェアの購入及び導入標準』に準拠した運用・管理を実施しなければならない。

- 2. システム課は、製品の購入・保守契約・ライセンス・インストールメディア等を一括して管理しなければならない。
- 3. 製品の購入を希望する場合は、事前にシステム課に相談の上で必要時システム推進委員会の審議を得た上で病院に申請しなければならない。

(情報活用)

第22条 病院情報システムに保存された情報についてはシステム課にて統合的に管理し、その情報活用についても情報利用部署からの相談・サポート・抽出ツールの作成を通じて統括する。

(その他の運用管理事項)

第23条 本規約に無い事項に関しては、厚生連情報セキュリティ標準に準ずることとする。

(利用の制限及び禁止)

第24条 システム管理責任者は、利用者がこの規約に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、システム推進委員会の審議を経て病院情報システムの利用を停止することができる。

(雑則)

第25条 この規約の施行に関し必要な事項がある場合は、該当する委員会(個人情報保護委員会・システム推進委員会)の審議を経て改訂する。

附 則：この規約は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

改訂：平成 27 年 10 月 5 日

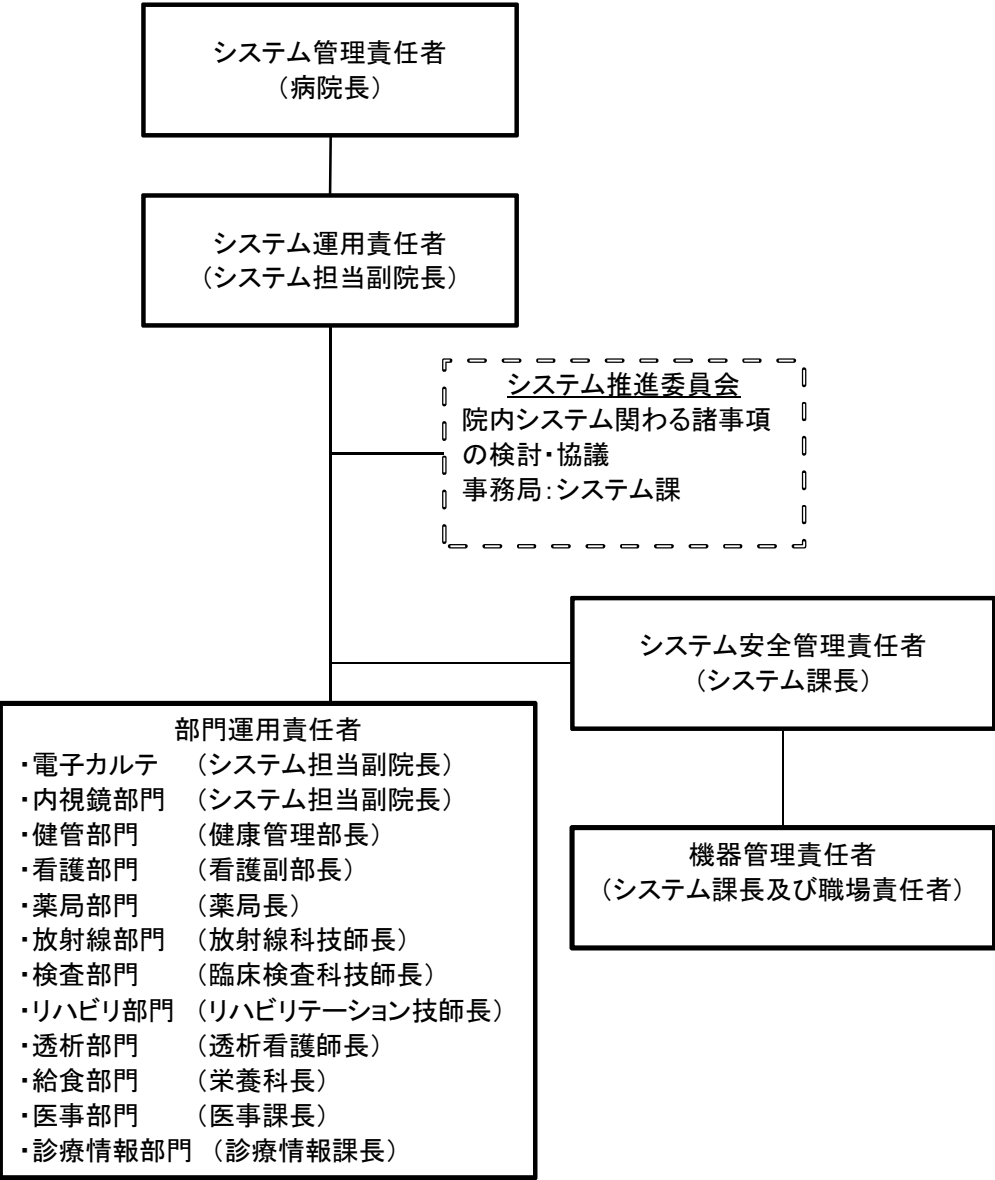
第 21 条を追加し、第 21 条以降を順次第 22 条，第 23 条，第 24 条とする。

改訂：令和 4 年 4 月 1 日

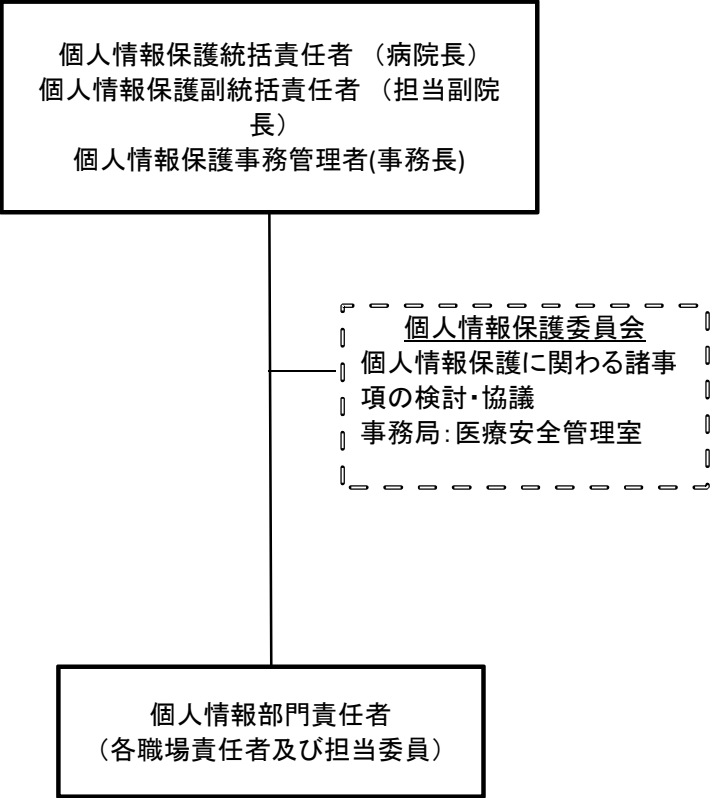
第 9 条を追加し、第 9 条以降を順次第 10 条，第 11 条と繰り下げる。

第 10 条、第 19 条に内容を追加する。

別表1(病院情報システム運用管理内規 第4条関係)  
北信総合病院 病院情報システム管理体制



※ 個人情報取扱に関する事項



## 権限設定一覽表

○:可能 ●:医師の承認が必要 \*●:事後入力と検査予約のみ(運用) △:指定患者のみ

2015/7/31 北信総合病院

[illegible]